

第1部 犯罪論の体系

第2編 構成要件該当性

第2章 主体

[平23-7]

両罰規定に関する次の【見解】A説ないしC説に従って、後記【罰則】の適用に関する後記1から5までの【記述】を検討し、誤っているものを2個選びなさい。

【見 解】

A説：両罰規定は、法人が無過失であっても代表者や従業員の責任が法人に転嫁されることを政策的に認めたものである。

B説：法人の代表者の違反行為は法人の違反行為であり、法人の従業員の違反行為については、法人の代表者の当該従業員に対する選任監督上の過失が推定され、過失責任に基づき法人が処罰される。

C説：法人の代表者の違反行為は法人の違反行為であり、法人の従業員の違反行為については、法人の代表者の当該従業員に対する選任監督上の過失が擬制され、過失責任に基づき法人が処罰される。

【罰 則】

出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 (以下略)

同法第76条の2

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第73条の2(中略)の罪(中略)を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【記 述】

1. A説によれば、甲社代表取締役乙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社に出入国管理及び難民認定法違反の罪(同法第73条の2第1項、第76条の2、以下「不法就労助長罪」という。)が成立する。
2. A説によれば、甲社従業員丙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社に不法就労助長罪が成立する。
3. B説によれば、甲社代表取締役乙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社の乙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。
4. B説によれば、甲社従業員丙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社代表取締役乙の丙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。
5. C説によれば、甲社従業員丙が、自社の事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた場合、甲社代表取締役乙の丙に対する選任監督上の過失がないことが立証されない限り、甲社に不法就労助長罪が成立する。

第4章 不作為犯

〔令1-3〕

不作為犯に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 不作為犯は、結果発生を防止しなければならない義務が法律上の規定に基づくものでない場合であっても、成立する余地がある。
- イ. 不作為犯は、死体遺棄罪についても成立する余地がある。
- ウ. 不真正不作為犯の故意は、結果の発生を意欲していなくても、認められる余地がある。
- エ. 不作為犯は、作為可能性がない場合であっても、成立する余地がある。
- オ. 不作為犯の因果関係は、期待された作為に出ているれば結果が発生しなかったことが、合理的な疑いを超える程度に確実であったといえない場合であっても、その可能性さえあれば、認められる余地がある。

- 1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

第5章 間接正犯

〔平30-2〕

次の【事例】における甲の罪責について、判例の立場に従って検討した場合、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、バーの経営者Aから現金を強取しようと考え、12歳の長男乙に、「Aのバーに行ってお金をとってきて。覆面を付けて、『金だ。』とか言ってモデルガンを見せなさい。」と言い聞かせた。乙は、当初警察に捕まることを恐れて嫌がっていたが、結局小遣い欲しさから承諾し、甲から覆面とモデルガンを受け取った。

乙は、Aのバーまで行き、甲から指示された方法に従って、覆面を付けモデルガンを拳銃のように見せ掛け、Aを脅迫してその反抗を抑圧した。さらに、乙は、自己の判断により、外から人が来ないようにするためバーの出入口ドアの鍵を掛け、Aをバーのトイレに閉じ込めた。その後、乙は、レジ内の現金を強取し、外に出ようとしたところ、トイレから脱出して乙に向かってきたAから腕をつかまれたため、これを激しく振り払った。その結果、Aは転倒して負傷した。

乙は、逃走して自宅に戻り、強取した現金を全て甲に渡した。甲はその現金の中から乙に小遣いを与え、その余を生活費等に費消した。

- 1. 強盗致傷罪の教唆犯が成立する。
- 2. 強盗罪の間接正犯が成立する。
- 3. 強盗致傷罪の間接正犯が成立する。
- 4. 強盗罪の共同正犯が成立する。
- 5. 強盗致傷罪の共同正犯が成立する。